

基議総文第255号
令和7年11月27日

基山町議会
議長 末次 明 様

総務文教常任委員会
委員長 松 石 健 児

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項及び調査期日

- (1) ふるさと納税（ふるさと応援寄附金）及び企業版ふるさと納税（地方創生
応援税制）について 令和7年11月11日（火）
（概要説明）

2 調査結果

ふるさと納税制度は平成20年から始まり、本町は平成27年から本格的に運用を開始した。これまでの寄附額は平成27年の6,215万円から始まり、令和2年度の約11億9,667万円が最高で、令和6年度は約10億4,597万円である。同寄附金の使途としては、必要経費を除いた中から令和5年度は約5億4,000万円、令和6年度は約5億6,000万円が予算計上されている。

令和6年度は寄附に係る経費の増加に伴い、総務省が定める経費率50%の上限を超えるリスクが顕在化しており、本年度6月には寄附設定額の見直し等を行っている。

また、寄附設定額を15億円まで引き上げれば経費率を下げられるという試算もあるが、飲料メーカーの返礼品目の削減を余儀なくされ、令和7年度は設定額が大幅に減少するため寄附額の引き上げは難しい状況であるとの説明を受けた。

企業版ふるさと納税制度は、平成28年度から始まり、令和6年度末で期限を迎える予定であったが、税制改正により令和9年度末まで延長されている。本町では平成29年度から運用を開始し、寄附項目として、現在9つの寄附メ

ニューを設定している。現時点で、令和7年度の納税企業は8社で、寄附額は390万円の見込みとなっている。過去9年間で合計4,635万円の寄付実績があるとの説明を受けた。

今や、ふるさと納税は地方自治体の貴重な財源となっており寄附額の減少は町の財政運営にも大きく影響する。

当委員会としては、経費率に配慮しつつ、既存の返礼品事業者や新規事業者への新たな返礼品の提供依頼と、町をPRできるような魅力ある返礼品の開発を行い、寄附額拡大に努めるとともに、委託方法も含め、より効率的な運営方法についても検討すること。

また、ふるさと納税ポータルサイトに掲載している「ふるさと納税の使い道」についても内容に工夫を凝らすよう提案した。

企業版ふるさと納税については、本社所在地には寄附ができないなどの条件はあるが、寄附額の最大9割の法人関係税が軽減されるなど、寄附企業にとってメリットが大きい。今後も町長によるトップセールスを含め、寄附企業の拡充を行うよう提案した。